

## Ⅱ 第78号議案 神戸市下水道条例の一部を改正する条例の件

### 第78号議案

神戸市下水道条例の一部を改正する条例の件

神戸市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市下水道条例の一部を改正する条例

神戸市下水道条例（昭和50年10月条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

### 別表（第15条関係）

汚水の種別	基本額 (1戸1月につき)	超過額 1立方メートルにつき (1戸1月につき)
一般汚水	5立方メートル以下 500円	5立方メートルを超え10立方メートル以下の分 20円 10立方メートルを超え30立方メートル以下の分 100円 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 130円 50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 155円 100立方メートルを超え200立方メートル以下の分 186円 200立方メートルを超え500立方メートル以下の分 219円 500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 234円 1,000立方メートルを超え2,000立方メートル以下の分 249円 2,000立方メートルを超える分 265円
浴場汚水	5立方メートル以下 500円	5立方メートルを超える分 37円
共用汚水	5立方メートル以下 370円	5立方メートルを超える分 17円

### 備考

- 1 一般汚水とは、浴場汚水及び共用汚水以外の汚水をいう。
- 2 浴場汚水とは、公衆浴場（個室付浴場、サウナ風呂その他これらに類する特殊な浴場として市長が定めるものを除く。）の営業の用に供した汚水をいう。

3 共用汚水とは、共用の給水装置を使用して生じた汚水をいう。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の分として徴収する下水道使用料について適用し、施行日前の分として徴収する下水道使用料については、なお従前の例による。

#### 理 由

下水道使用料を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市下水道

(現 行)

別表（第15条関係）

汚水の種別	基本額 (1戸1月につき)	超過額 1立方メートルにつき (1戸1月につき)
一般汚水	10立方メートル以下 470円	10立方メートルを超え30立方メートル以下の分 98円 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 128円 50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 152円 100立方メートルを超え200立方メートル以下の分 183円 200立方メートルを超え500立方メートル以下の分 215円 500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 230円 1,000立方メートルを超え2,000立方メートル以下の分 245円 2,000立方メートルを超える分 260円
浴場汚水	10立方メートル以下 470円	10立方メートルを超える分 37円
共用汚水	10立方メートル以下 350円	10立方メートルを超える分 16円

備考

- 1 一般汚水とは、浴場汚水及び共用汚水以外の汚水をいう。
- 2 浴場汚水とは、公衆浴場（個室付浴場、サウナ風呂その他これらに類する特殊な浴場として市長が定めるものを除く。）の営業の用に供した汚水をいう。
- 3 共用汚水とは、共用の給水装置を使用して生じた汚水をいう。

(改正案)

別表 (第15条関係)

汚水の種別	基本額 (1戸1月につき)	超過額 1立方メートルにつき (1戸1月につき)
一般汚水	5立方メートル以下 500円	5立方メートルを超え10立方メートル以下の分 20円 10立方メートルを超え30立方メートル以下の分 100円 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 130円 50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 155円 100立方メートルを超え200立方メートル以下の分 186円 200立方メートルを超え500立方メートル以下の分 219円 500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 234円 1,000立方メートルを超え2,000立方メートル以下の分 249円 2,000立方メートルを超える分 265円
浴場汚水	5立方メートル以下 500円	5立方メートルを超える分 37円
共用汚水	5立方メートル以下 370円	5立方メートルを超える分 17円

備考

- 1 一般汚水とは、浴場汚水及び共用汚水以外の汚水をいう。
- 2 浴場汚水とは、公衆浴場（個室付浴場、サウナ風呂その他これらに類する特殊な浴場として市長が定めるものを除く。）の営業の用に供した汚水をいう。
- 3 共用汚水とは、共用の給水装置を使用して生じた汚水をいう。

## 参考資料

### 下水道使用料の改定案について

#### 1. 下水道事業の現状と課題

- 下水道使用料は、昭和 61 年度に改定を行って以降消費税改定を除いて、現行使用料を維持。
- 昭和 40 年代に集中的に整備した下水道施設が老朽化し、改築更新費用が増大する。
- 中長期的には、人口減少等に伴う有収水量の減により使用料収入の減少が見込まれる。
- 下水道事業の収支は令和元年度に赤字となり、その後は赤字が累積する見込みである。
- 下水道事業は独立採算が原則であり、国からは、汚水処理経費を下水道使用料でどの程度賄えているかを示す経費回収率が 100%以上であることを求められているが、近年は使用料で回収できておらず、適切な使用料徴収による経費回収率の改善が不可欠。
- 今後の下水道事業の運営に支障をきたすおそれがあることから、喫緊の課題として、下水道事業の安定化を図ることが必要。

#### 2. 下水道事業の経営のあり方

- 独立採算の原則と受益者負担の原則に基づく経営により、単年度収支の均衡を図ることが必要。
- 財政計画期間(令和2～11年度の10年間)に収支均衡、経費回収率 100%を達成するためには年間約12億円の使用料の増収が必要。

#### ○経営状況の見通し

##### ○収益的収支の見通し

(税抜、単位:億円)

		R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
収益的収支	収入	下水道使用料※1	183	181	180	179	177	176	175	173	172	171	170
		長期前受金戻入	99	99	98	99	100	93	90	90	86	82	80
		一般会計繰入金	42	42	42	42	42	43	45	46	45	45	44
		その他収益等	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
		合計(A)	329	327	325	325	324	317	315	314	307	303	299
	支出	人件費	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
		物件費	59	58	58	59	59	59	59	59	59	59	59
		減価償却費等	222	221	223	229	227	222	220	223	213	206	201
		企業債支払利息等	25	23	21	19	18	16	15	15	14	13	12
		その他支出等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失	1	1	1	1	10	3	2	1	1	1	1	
	合計(B)	335	332	331	336	343	328	324	325	314	307	301	
	収支差引(C)=(A)-(B)	△5	△4	△6	△11	△18	△11	△9	△11	△6	△3	△2	
累積損益		20	16	10	△0	△19	△30	△40	△51	△58	△62	△64	
経費回収率(%)		95. <sup>48</sup>	95. <sup>80</sup>	94. <sup>99</sup>	92. <sup>62</sup>	89. <sup>57</sup>	92. <sup>89</sup>	93. <sup>60</sup>	92. <sup>57</sup>	94. <sup>89</sup>	96. <sup>44</sup>	96. <sup>86</sup>	
資金残高		172	142	119	115	100	88	78	48	10	△48	△76	
下水道事業基金残高		61	39	39	39	10	10	10	10	10	10	10	
企業債残高		1,468	1,448	1,497	1,514	1,509	1,529	1,547	1,534	1,559	1,589	1,594	

※1 下水道使用料には、政策減免分による補てん分を含めている。

(注) 各項目で単位未満を切り捨てて表示。合計欄や収支差引欄が内訳項目の計算結果と一致しない場合がある。

### 3. 財政計画

[前提条件]

- ・経営改善をより一層推進
- ・建設改良費は平準化を図り毎年 210～220 億円程度、維持管理費は毎年 85 億円程度
- ・企業債残高の増加をできるだけ抑制
- ・単年度収支の均衡を図る。
- ・10 年間(令和2～11 年度)平均で、経費回収率 100%以上を目指す。
- ・資金残高は、年度途中で運転資金が不足することがないよう算出する。

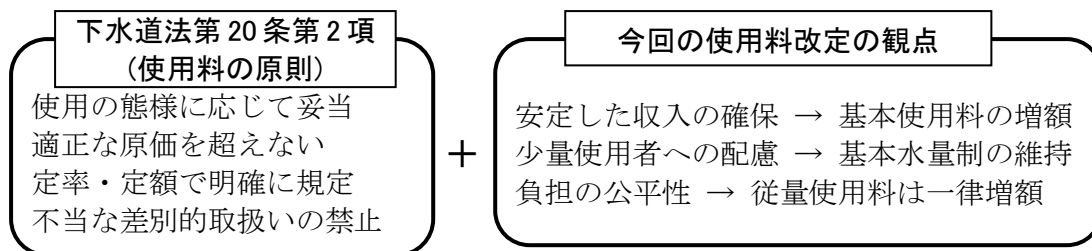
○経営状況の見通し(使用料改定案により年間 12 億円の増収)

○収益的収支の見通し		(税抜、単位：億円)											
		R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
収益的収支	収入	下水道使用料※1	183	181	180	179	177	176	175	173	172	171	170
		下水道使用料の増収	0	※2 10	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		長期前受金戻入	99	99	98	99	100	93	90	90	86	82	80
		一般会計繰入金	42	42	42	42	42	43	45	46	45	45	44
		その他収益等	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
		合計(A)	329	337	337	337	336	329	327	326	319	315	311
	支出	人件費	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
		物件費	59	58	58	59	59	59	59	59	59	59	59
		減価償却費等	222	221	223	229	227	222	220	223	213	206	201
		企業債支払利息等	25	23	21	19	18	16	15	15	14	13	12
		その他支出等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特別損失	1	1	1	1	10	3	2	1	1	1	1
		合計(B)	335	332	331	336	343	328	324	325	314	307	301
	収支差引(C)=(A)－(B)		△5	5	5	0	△6	0	2	0	5	8	9
累積損益		20	26	20	20	14	15	17	18	23	20	29	
経費回収率(%)		95. <sup>48</sup>	101. <sup>06</sup>	101. <sup>30</sup>	98. <sup>82</sup>	95. <sup>61</sup>	99. <sup>20</sup>	100. <sup>00</sup>	98. <sup>96</sup>	101. <sup>48</sup>	103. <sup>19</sup>	103. <sup>69</sup>	
資金残高		172	152	141	149	146	146	148	130	104	57	41	
下水道事業基金残高		61	39	39	39	10	10	10	10	10	10	10	
企業債残高		1,468	1,448	1,497	1,514	1,509	1,529	1,547	1,534	1,559	1,589	1,594	

※1 下水道使用料には、政策減免分による補てん分を含めている。  
 ※2 前回検針日から2か月以内の場合、全額旧使用料を適用する経過措置により、初年度 10 億円を想定している。  
 (注) 各項目で単位未滿を切り捨てて表示。合計欄や収支差引欄が内訳項目の計算結果と一致しない場合がある。

#### 4. 使用料改定案

##### (1) 基本的な考え方



##### (2) 改定案と市民の負担

- ① 一般汚水: 基本水量は月5<sup>m<sup>3</sup></sup>(月10<sup>m<sup>3</sup></sup>から切り下げ)、基本使用料は500円(+30円)  
 従量使用料20円/<sup>m<sup>3</sup></sup>を新設(6~10<sup>m<sup>3</sup></sup>)、他8ランクの単価は一律2%増

(1か月・税抜)

現行		改定案	
区分	単価	区分	単価
10 <sup>m<sup>3</sup></sup> 以下	(基本使用料)470円	5 <sup>m<sup>3</sup></sup> 以下	(基本使用料)500円
		6 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~10 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×20円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>
11 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~30 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×98円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>	11 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~30 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×100円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>
31 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~50 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×128円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>	31 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~50 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×130円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>
51 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~100 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×152円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>	51 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~100 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×155円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>
101 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~200 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×183円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>	101 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~200 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×186円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>
201 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~500 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×215円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>	201 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~500 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×219円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>
501 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~1,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×230円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>	501 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~1,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×234円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>
1,001 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~2,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×245円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>	1,001 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~2,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	×249円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>
2,001 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~	×260円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>	2,001 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~	×265円/ <sup>m<sup>3</sup></sup>

(参考) 使用水量別新旧使用料比較(1か月・税抜)

使用水量	現行	改定案	
	使用料	使用料	増額分
5 <sup>m<sup>3</sup></sup>	470円①	500円①	30円
10 <sup>m<sup>3</sup></sup>	470円①	600円③	130円
20 <sup>m<sup>3</sup></sup>	1,450円③	1,600円③	150円
30 <sup>m<sup>3</sup></sup>	2,430円③	2,600円③	170円
100 <sup>m<sup>3</sup></sup>	12,590円③	12,950円③	360円
1,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	210,390円⑦	214,250円⑦	3,860円
10,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	2,535,390円⑧	2,583,250円⑧	47,860円

※○付数字は政令指定都市及び東京都の21団体における廉価な方からの順位。

- ② 浴場汚水: 基本水量は月5<sup>m<sup>3</sup></sup>(月10<sup>m<sup>3</sup></sup>から切り下げ)、基本使用料は500円(+30円)  
 従量使用料は据え置き(6<sup>m<sup>3</sup></sup>~:37円/<sup>m<sup>3</sup></sup>)
- ③ 共用汚水: 基本水量は月5<sup>m<sup>3</sup></sup>(月10<sup>m<sup>3</sup></sup>から切り下げ)、基本使用料は370円(+20円)  
 従量使用料は従量使用料 2%増(6<sup>m<sup>3</sup></sup>~:17円/<sup>m<sup>3</sup></sup>)

##### (3) 水質使用料 据え置き

## ○市民の負担増

(税抜き、1か月あたり)

世帯 人員	平均 使用水量 (H28 東京都調査)	神戸市			明石市	西宮市	芦屋市
		現行	改定案	現行との差			
1人	8 m <sup>3</sup>	470 円①	560 円②	90 円	828 円	706 円	530 円
2人	16 m <sup>3</sup>	1,058 円③	1,200 円③	142 円	1,538 円	1,260 円	1,022 円
3人	20 m <sup>3</sup>	1,450 円③	1,600 円③	150 円	1,998 円	1,616 円	1,350 円
4人	24 m <sup>3</sup>	1,842 円③	2,000 円③	158 円	2,574 円	1,972 円	1,790 円

※○付数字は政令指定都市及び東京都の21団体における廉価な方からの順位。

## 5. 使用料改定時期 令和2年4月1日

## 6. 経営改善の取り組み

## (1) 組織のスリム化

- ・処理場の統廃合(S50:14 処理場 ⇒ 現在:6 処理場)及びダウンサイジング  
中部処理場廃止(H23)に伴う処理能力の縮減  
(中部処理場(77,900 m<sup>3</sup>/日) ⇒ 垂水処理場東系(72,500 m<sup>3</sup>/日))
- ・組織・施設の統廃合(6 水環境センター ⇒ 3 水環境センター化)
- ・職員数の削減(H16 438 人 ⇒ H30 333 人)

## (2) 民間活力の導入等 ○は今後の取り組み

- ・東部スラッジセンター・ポートアイランド処理場・鈴蘭台処理場の包括的民間委託
- ・東灘処理場・西部処理場・垂水処理場の汚泥処理施設等運転管理業務の民間委託
- ・魚崎ポンプ場改築更新について設計施工一括発注方式(DB方式)を採用
- 東灘処理場汚泥処理設備改築
- ポートアイランド処理場の改築更新及び維持管理業務の民間委託
- 玉津処理場の民間委託
- 東川崎地区浸水対策
- 新技術の積極的導入  
調査方法:浮流式カメラで1日の調査延長の増加  
改築方法:管更生工法(内面補修)の技術革新
- 省エネ機器の導入、運転の工夫など